

確認申請書及び添付図書等を審査した結果、補正を求めることが多い事項を取りまとめましたので、確認申請書の作成時に参考にしてください。

◆ 確認申請書

● 第三面

- 1欄 ・ 申請敷地の地番に誤記があります。
- 5欄 ・ 用途地域が指定されていない都市計画区域内又は地区計画区域内で建築する場合において、当該地域の区分等が明示されていない。
- 6欄イ ・ 法第42条第2項道路に接している敷地で建築する場合において、道路幅員は4mが明示されていない。
- 6欄ロ ・ 申請敷地が2以上の道路に接している場合において、接道長さは、接する道路の最大の長さが明示されていない。
 - ・ 敷地が道路に接する長さが明示されていない。
- 7欄ロ ・ 用途地域が指定されていない都市計画区域内で建築する場合において、指定なしの明示がされていない。
- 7欄ハ ・ 法第52条第2項に規定する前面道路幅員による容積率の制限値が明示されていない。
- 7欄ニ ・ 法第53条第3項の規定に基づき特定行政庁が定めた建蔽率の緩和を考慮した制限値が明示されていない。
- 7欄ヘ ・ 法第52条第2項に規定する前面道路による容積率を考慮した数値が明示されていない。
- 7欄ト ・ 法第53条第3項の規定に基づき特定行政庁が定めた建蔽率の緩和を考慮した数値が明示されていない。
- 7欄チ ・ 建蔽率の緩和規定の適用する場合において、その根拠が明示されていない。
- 11欄ホ ・ 敷地内に自動車車庫等がある場合において、政令で定める自動車車庫等の面積が記入されていない。
- 11欄ヲ ・ 敷地内に自動車車庫等がある場合において、政令で定める自動車車庫等の面積が除外されていない。
- 11欄ワ ・ 敷地内に自動車車庫等がある場合において、政令で定める自動車車庫等の面積が除外した延べ面積に対する容積率が明示されていない。
- 12欄ロ ・ 敷地内に複数以上の建築物がある場合において、床面積が10㎡を超える建築物の全ての数が記入されていない。
- 14欄 ・ 道路位置指定道路に接する敷地で建築する場合において、当該道路の位置指定番号が明示されていない。

● 第四面

- 9欄イ ・ 構造計算適合性判定の特例規定の有無正しく明示されていない。
- 9欄ロ ・ 確認の特例規定の有無が
- 9欄ハ ・ 確認の特例規定を適用する場合は、正しく明示されていない。

● 第六面

- 1欄 ・ 建築物が一つの場合において、「1」が明示されていない。

◆ 添付図面

● 配置図

- ・ 敷地に接する道路の種別(県・市・町道、法第42条第1項第2号道路、法第42条第1項第3号道路、法第42条第1項第5号道路又は法第42条第2項道路)が明示されていない。
- ・ 法第42条第2項道路に接する敷地である場合に、道路後退線内に塀等を明示してはならない。
ただし、既存不適格塀等で特定行政庁が認めるものは除く。
- ・ 旗竿敷地の場合において、竿となる部分の有効幅員が明示されていない。
- ・ 同一敷地内に2以上の建築物があつて、それらの建築物の延べ面積の合計が1000㎡を超える場合の敷地内通路等の適用が理解されていない。
- ・ 配置図において、全ての建築物の位置を示す寸法が明示されていない。
- ・ 配置図において、隣地と敷地との高低差が明示されていない。
- ・ 配置図において、擁壁がある場合に、当該擁壁の高さが明示されていない。
- ・ 下水道法第10条、水道法第16条、ガス事業法等の建築基準法対象法令に関する明示がされていない。

- 立面図等
 - ・ 増築等をする場合において、敷地内の既存建築物の道路斜線制限の検討がされていない。
 - ・ 前面道路の境界線と建築物の間に空地がある場合において、法第56条第2項の緩和規定を適用する時に、当該空地の最小距離で明示されていない。
- 仕上表等
 - ・ 主要構造部に国土交通省告示に定められている構造を使用する場合において、同告示を正しく明示されていない。
 - ・ 国土交通大臣の認定を受けた防火材料を使う場合に、不燃・準不燃等の認定番号が明示されていない。
- 平面図等
 - ・ 防火上主要な間仕切壁を設置する位置に、建具を考慮する必要はない。
 - ・ 政令第112条第1項、第2項及び第3項に規定する面積区画、同条第9項に規定する竪穴区画及び同条第10項に規定するスパンドレルの位置が明示されていない。
 - ・ 階数が2以下で延べ面積が200㎡以下の住宅又は床面積の合計が200㎡以下の長屋以外の居室を有する建築物について、同令第116条の2第1項第2号に規定する無窓居室の検討がされていない。
 - ・ 非常用代替出入口に引違窓を設置する場合において、政令で規定する非常用出入口の大きさは、片方の建具の大きさになっていない。
 - ・ 政令第5章第2節の規定が適用される建築物について、居室から階段又は屋外への出入り口までの避難距離及び重複距離が明示されていない。
 - ・ 確認の特例を受ける建築物以外の建築物の計画について、階段の構造、蹴上、踏面及び幅員、廊下の有効幅員が明示されていない。
- 日影図
 - ・ 敷地内の全ての建築物について平均地盤面からの高さが明示されていない。
- 設備図等
 - ・ 防火区画を貫通する部分の空気調和設備の風道の構造は、遮煙性能を有する構造のものになっていない。
 - ・ 面積区画又は竪穴区画を貫通する設備の構造が明示されていない。
 - ・ 政令第116条の2第1項第1号に規定する有効採光が確保されていない居室に、建設省告示に定める非常用照明装置の設置の緩和規定を適用している。
 - ・ 非常用照明装置を設ける場合において、床面における照度(1ルクス)の範囲が明示されていない。
 - ・ 集会室を計画する場合において、同室に機械換気設備が設置されていない。
 - ・ シックハウス対策用換気設備は、計算結果と添付図面が整合していない。
 - ・ 敷地内の雨水又は汚水の放流先及び排水管等の仕様が明示されていない。
- 構造図
 - ・ 鉄骨造の建築物において、柱脚のアンカーボルトの「L」の範囲が明示されていない。
 - ・ 屋根葺き材の検討はされているが、屋根の仕様が明示されていない。
 - ・ 浮き上がりが生じる基礎において、基礎配筋図にはかま筋が明示されていない。
 - ・ 柱脚モーメントを負担している基礎において、基礎配筋図にはかま筋が明示されていない。
 - ・ 構造一級建築士が設計する規模の建築物を一級建築士が設計した場合に、「法適合確認」を図面に明示し、記名押印がされていない。
 - ・ 国土交通大臣の認定を受けた工法を使用する場合に、当該工法に関する認定書が添付されていない。
 - ・ エキスパンションジョイントを設ける場合において、ジョイント部の幅が明示されていない。
- 構造計算書
 - ・ 国土交通大臣の認定を受けていない既製品の柱脚を使用する場合において、基礎柱の計算がされていない。
 - ・ 柱脚を固定で柱状改良を行う場合において、柱状改良部に発生するモーメントの処理がされていない。
 - ・ エキスパンションジョイントを設ける場合において、ジョイント部の幅に関する算定方法が明示されていない。
 - ・ 角形鋼管にH鋼梁を取り付ける仕口の部分で、梁のウエブが柱に接合する部分の耐力低減がされていない。
 - ・ 安全証明書に記載する内容が、構造計算書等と整合していない。
 - ・ 階数及び延べ面積に算入されない小屋裏収納の基準は、住宅以外の用途に適用しない。
 - ・ 添付図面に設計者の押印がされていない。